

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第6号）

件名 本人からの要請を受けてその発言内容を職員が記録し、本人に交付した文書に記載された保有個人情報に係る非開示決定に対する異議申立ての件

開示請求年月日 平成19年5月8日

実施機関の決定年月日 平成19年5月11日

実施機関（担当課） 知事（文書学術課）

決定内容 非開示決定

非開示理由 請求に係る保有個人情報は保有していないため。

異議申立て年月日 平成19年6月13日

異議申立ての内容 非開示決定を取り消し、請求に係る保有個人情報の開示を求める。

諮問年月日 平成19年6月18日

答申年月日 平成20年1月17日

答申の概要

< 審議会の結論 >

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった保有個人情報について行った非開示決定は、妥当である。

< 審議会の判断 >

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、異議申立人が実施機関の職員に依頼して作成された本件対象文書に記載された保有個人情報の開示を求めるというものである。

これに対し、実施機関は、本件対象保有個人情報が記載されている本件対象文書に該当する公文書は保有していないことを理由に非開示とする本件処分を行ったものであるから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の不存在について

（1）本件記録の公文書該当性

異議申立人は、平成18年6月19日に教育委員会から公文書の開示を受けた際の開示内容等に関する異議申立人の発言内容を同席していた窓口職員が記録した文書（以下「本件記録」という。）が本件対象文書であると主張している。

これに対し実施機関は、本件記録は、異議申立人の依頼を受けて窓口職員が作成したものであるが、富山県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求の対象となる保有個人情報が記録された公文書には該当しないと説明している。

条例に基づく開示請求の対象となる「保有個人情報」については、条例第2条第3項ただし書で富山県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書(以下「条例上の公文書」という。)に記録されているものに限ると定められており、同項には、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが条例上の公文書と規定されている。そこで、本件記録が条例上の公文書に該当するかどうかは、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」といえるかどうかによって判断されるものであるところ、これについては、作成又は取得の状況、利用の状況、保管、保存又は廃棄の状況などを総合的に検討することが必要であると考えられる。

作成又は取得の状況

本件記録は、窓口職員が教育委員会に係る公文書の開示を受けていた異議申立人の要請を受け作成したものであり、職務上の必要から作成されたものとは認められない。

利用の状況

本件記録は、作成を依頼した異議申立人に後日交付したほかは、これを教育委員会に渡したこともなく、その他職務上必要な職員共用のものとして利用したことはないという実施機関の説明には、教育委員会に渡す必要がないと判断した理由を含めて、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

保管、保存又は廃棄の状況

本件記録は、職務上特に保管する必要がなかったことから写しをとらずに原本を異議申立人に交付し、本件開示請求があった時点においては所持していないという実施機関の説明についても、上記と同じく、不自然又は不合理な点は認められない。

以上、本件記録については、その作成、利用及び保管等の状況に照らして「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とはいえないことから、条例上の公文書には該当しないものと認められ、この点に関する異議申立人の主張は採用できない。

(2) 本件対象文書の不存在

ところで、上記(1)で認定したとおり、本件記録については、写しをとることなく原本が異議申立人に交付された結果、実施機関において現に所持していないとすれば、その公文書該当性について判断するまでもなく、実施機関は本件対象保有個人情報が記載されているとする本件対象文書を保有していないものと認められるので、いずれにしても、本件対象保有個人情報について保有していないことを理由に非開示とした本件処分は、妥当なものと判断する。

別記

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 6月18日	諮問書を受理
平成19年 9月20日	諮問実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成19年10月 2日	非開示理由説明書を受理
平成19年10月 3日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成19年10月25日 (第26回審議会)	諮問事案の概要説明・審議 実施機関の職員から非開示理由説明を聴取
平成19年11月 1日	異議申立人の意見書を受理
平成19年11月29日 (第27回審議会)	審議
平成19年12月25日 (第28回審議会)	異議申立人から意見を聴取 審議
平成20年 1月17日 (第29回審議会)	審議 答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 路 みつ子	富山県婦人会副会長	
西 紀美子	元富山市理事 社会福祉法人富山国際学園福祉会理事	
濱 谷 元一郎	前富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士 金沢大学法科大学院教授	会長

(参考)

富山県個人情報保護条例(抄)

(定義)

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- 4 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

富山県情報公開条例(抄)

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの